

京都大学人事審査委員会規程の一部を改正する規程

京都大学人事審査委員会規程（平成十六年達示第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「平成十六年達示第七十号」の下に「次項において「就業規則」という。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、就業規則第五十条、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成十七年達示第三十七号）第六十二条及び国立大学法人時間雇用教職員就業規則（平成十七年達示第三十八号）第五十四条に定める訓告等に関し、総長の諮問に応じ、必要な事項を審議するものとする。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。